



- 添付書類 障がい者などを除く)
- ※単身で入居する人は、2K以下の住宅に住むこととなります。(高齢者)
- 申込資格 原則として、次のすべての要件を満たしていることが必要です。
- ①収入が公営住宅法施行令に定められた基準内であること
- ②住宅に困っていること
- ③地方税などの滞納がないこと
- ④暴力団員でないこと(同居人を含む)
- ⑤特定公共賃貸住宅については、同居または同居しようとする親族があること。

- 申込期限 3月10日(木)
- ※詳しくは、お問い合わせください。
- 募集戸数 23戸
- ①平戸地区 5戸
- ②生月地区 15戸
- ③田平地区 3戸
- ※詳しくは、お問い合わせください。

公営住宅の入居者を募集します
 入居を希望する人は、申込書に添付書類を添えて、まちづくり課、または各支所地域振興課にお申し込みください。
 申込書は、まちづくり課総務住宅班
 ☎内線2285

- 貸出用品と貸出期間
- ①ベビーベッド15台・最長1年
- ②ベビースケール(体重計)20台・1〜3カ月
- ③ベビーバス10台・1〜3カ月
- ④チャイルドシート若干数・最長1年
- ※応募者多数の場合は、抽選とします。
- ※育児用品の貸し出し・返却は、福祉課子育て支援班または各支所地域振興課、各出張所が窓口となります。
- 対象者 市内に住所を有する乳幼児【平成28年6月30日(木)までに出生予定を含む】の保護者または里帰り先の

乳幼児への育児用品貸し出しを募集します
 乳幼児の健やかな成長を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、育児用品の貸し出しを行なっています。
 申込書は、まちづくり課子育て支援班
 ☎2574

- ①世帯全員の所得証明書(平成26年分)
- ②納税証明書
- ③住民票謄本
- 選考方法 募集戸数を超えた住宅については、抽選により選考します。なお、抽選会は3月26日(土)に、たびら活性化施設研修室で開催予定です。
- ※抽選会の開催については、該当者に後日通知します。
- 【注意】入居決定後に入居を辞退することがないよう、事前に十分検討したうえでお申し込みください。

台湾南部地震の義援金にご協力をお願いします
 2月6日、台湾南部でマグニチュード6.4の強い地震があり、大きな被害が報告されています。本市の友好都市である台南市も被災していますので、義援金のご協力をお願いします。
 なお、本市で集められた義援金については、日本赤十字社を通じて被災地の皆さんに届けられます。
 義援金受付箱設置場所 平戸市役所および各支所・出張所、鄭成功記念館、未来創造館
 義援金受付期限 3月10日(木)

祖父母など。ただし、保育料などの滞納者を除く。
 申請方法 印かんと母子健康手帳を持参の上、市民課総合窓口または各支所地域振興課、各出張所に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、申請してください。
 申請期間 3月1日(火)〜14日(月)
 ※出産予定日の2週間前より貸し出し可能です。
 ※貸出用ベビーベッド、チャイルドシートの一部は、「ふるさと納税寄附金」を活用しています。
 問い合わせ まちづくり課総務住宅班 ☎内線2285

平成27年度市町村振興宝くじ交付金の充当事業を報告します。 企画財政課企画統計班 内線2337

市町村振興宝くじの収益金は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の交付金交付規定に基づき、県内各市町へ交付され、明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上に役立てられています。

| 名称 | 金額 | 事業名 |
|----------------|-------------|------------------------|
| サマージャンボ宝くじ交付金 | 10,118,000円 | 図書購入事業 地域医療人材育成事業 |
| オータムジャンボ宝くじ交付金 | 8,189,000円 | 図書購入事業 ごみ減量化推進交付金事業 |

◎市役所各課へは代表番号(☎0950-22-4111)からお申し込みします



自殺について考える

3月は自殺予防月間です。自殺は、決して特別なことではなく、身近な、そして社会的な問題です。
 長崎県の自殺者は、男性が自殺者総数の7割超を占めています。また、年代別では50歳代が最も多くなっています。原因は、「健康問題」が最も多く、ついで「家庭問題」「経済・生活問題」の順となっています。
 自殺は、精神的に弱い人が現実から逃げるために行う“不名誉なこと”と思われがちですが、「誰にでも起こり得る、追い込まれた末の死」です。自殺を予防するためには、まず自分自身で予防すること、周囲の人が自殺のサインに気づくことが重要な鍵となります。皆さんも身近な問題として考え、自殺者を減らしましょう。

お問い合わせ 福祉課障害福祉班 ☎内線2566



県内の自殺者と交通事故死亡者の推移



グラフから見てわかるように、自殺者は、交通事故死亡者数よりはるかに多く、その数は約7倍にあたります。
 自殺者数は、年々減少していますが、毎年約300人の人たちが自殺により命を落としており、それは社会的にも深刻な状況であることに変わりありません。

自殺危機のサインと対処法

自殺危機のサイン

- ①うつ病の症状がある
- ②原因不明の身体の不調が長引く
- ③飲酒量が増す
- ④自己の安全や健康が保てない
- ⑤仕事の負担が急に増える、職を失うなど
- ⑥職場や家庭からサポートが得られない
- ⑦本人にとって価値あるものを失う
- ⑧重症の身体疾患にかかる
- ⑨自殺を口にする
- ⑩自殺未遂に及ぶ

自殺危機のサインに気づいたら

| すべきこと | してはならないこと |
|--------------|-------------|
| ①真剣に耳を傾ける | ①話をそらす |
| ②感情を理解、受け止める | ②一方的に話す |
| ③沈黙に耐える | ③常識をのべ、説得する |
| ④共感する | ④安易に解決策を示す |
| ⑤治療を勧める | ⑤励ましをする |

こころの相談窓口

自殺のサインに気付いたときは、援助のための窓口が、医療機関だけでなく、数多くあります。一人・ご家族だけで抱え込まないで、お気軽にご相談ください。
 ■県北保健所(平日:午前9時~午後5時)TEL57-3933
 ■福祉課障害福祉班(平日:午前8時30分~午後5時15分)

講演会「心の病気って何だろう?」の開催
 と き:平成28年3月6日(日)
 午後1時30分~午後3時30分
 ところ:たびら活性化施設多目的ホール
 講師:精神科医 宮田雄吾 氏
 対象:中学生・高校生・その他保護者・学校関係者など

お知らせ

INFORMATION

国民年金保険料の学生納付
特例制度について

☎市民課国保年金班
☎内線2590

学生の皆さんも20歳になったら、国民年金に加入し保険料を納めることとなります。経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難なときには、在学期間の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

猶予された期間は、年金額には反映されませんが、年金を受け取るために必要な「受給資格期間」として扱われ、万が一病气やけがで障がいが残ったときは障害年金を請求することができます。

承認期間は、4月から翌年の3月までで、申請は毎年度必要です。

○手続きに必要なもの 年金手帳、印かん、免許証などの身分証明書、学生証の写し、または在学証明書(申請年度の4月以降発行分)

○受付窓口 住民票を登録している市町村の国民年金窓口または、在学している大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている場合はその窓口

※なお、平成27年度に保険料納付を猶予されている人で、平成28年度も引き続き在学予定の人には、3月下旬ごろにハガキ形式の申請書が送付されます。引き続き同じ学校に在学す

お知らせ

INFORMATION

黒崎義介展を開催します

☎生涯学習課生涯学習推進班
☎内線2621

黒崎義介画伯の生誕110年・胸像建立落成を記念して、黒崎義介展を開催します。

○とき 3月6日(日)～12日(土)

○ところ 未来創造館COLAS平戸

○内容 平戸の郷土を愛し、幼児教育に情熱を捧げた黒崎義介画伯の作品を展示します

○入場料 無料

国民健康保険および後期高齢者
医療被保険者の皆さんへ入院
時の食事代が変わります

☎市民課国保年金班
☎内線2593

平成28年4月から、一般所得(住民税課税)世帯の人の入院時の食事代が表のとおり改正されます。

低所得者の負担額に変更はありませんが、食事代の減額を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要になりますので、国保の担当窓口で申請してください。



入院時食事療養費および入院時生活療養費の標準負担額(入院時食事代)

| | 一般病床・ 精神病床等 | 療 養 病 床 | |
|-------|---|---------------------------------|---|
| | | 医療区分Ⅰ (医療区分Ⅱ、Ⅲ以外) | 医療区分Ⅱ、Ⅲ |
| 65歳未満 | 一般所得 | 一食260円 ↓ 28年4月～ 一食360円 | 一食260円 ↓ 28年4月～一食360円 |
| | 低所得 (市町村民税非課税者) | 一食210円 ※90日超で、 一食160円 | 一食210円 ※90日超で、 一食160円 |
| 65歳以上 | 一般所得 | 一食260円 ↓ 28年4月～ 一食360円 | 一食460円、居住費320円 ※管理栄養士または栄養士による 適時・適温の食事の提供等の基 準を満たさない場合： 一食420円、居住費320円 |
| | 低所得Ⅱ (市町村民税非課税者) | 一食210円 ※90日超で、 一食160円 | 一食210円、居住費320円 一食210円、居住費0円 ※90日超で、一食160円 |
| | 低所得Ⅰ (市町村民税非課税者 であり、かつ一定所得 以下の70歳以上の者) | 一食100円 | 一食130円、居住費320円 ※高齢福祉年金を受給している 場合は、一食100円、居住費 0円 一食100円、居住費0円 |

る場合は、このハガキに必要事項を記入し返送することで、申請手続きが完了します。

○お問合せ先 佐世保年金事務所
TEL 0956-34-1189

春の火災予防運動3月1日(火)
～7日(月)

☎消防本部予防課
☎内線2147

春には田のくり焼き・火入れを行ったり、ハイキングをする人が増え、山に入るこ

【山火事予防のポイント】

- ① 強風および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- ② 火入れを行う際、許可を必ず受けること。
- ③ 枯れ草などのある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと。
- ④ タバコの吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ⑤ たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ⑥ 火遊びはしないこと。

「救急医療情報キット」を無料配布しています

☎保健センター
☎57-0977

○「救急医療情報キット」とは？



高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医療機関」「持病」などの医療情報や、救急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫の中に保管しておくものです。

「救急医療情報キット」は、救急隊員が救急活動に必要なと判断した場合に活用します。

○対象者
① 一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯(65歳以上)
② 身体障害などの手帳をお持ちの人
③ 持病などにより、健康上不安を抱えている人

○配布場所 福祉課、各支所、各出張所、保健センター、市内医療機関、居宅介護支援事業所

○既にお持ちの人へ キット内の情報は随時更新し、常に新しい情報で、万のときに備えましょう。情報の記録用紙が必要な人は、配布場所へお問い合わせいただくか、市ホームページからもダウンロードできます。

平戸推奨 — ふるさとの味 —

ひらどロマン

平戸市森林組合 平戸市宝亀町91-1 TEL 0950-28-0300
 榎元産業 しいたけ生産部 平戸市戸石川町7-1 TEL 0950-22-3104
 平戸しいたけ生産組合 平戸市戸石川町7-2 TEL 0950-23-8161

◎市役所各課へは代表番号(☎0950-22-4111)からお申し込みます

婚礼予約 受付中

Seaside Wedding

HIRADO KAIYO HOTEL
平戸海上ホテル

〒859-5102 長崎県平戸市大久保町2231-3
 ご予約・お問合せ TEL/0950-22-3800 http://hiradokaiyohotel.co.jp

◎市役所各課へは代表番号(☎0950-22-4111)からお申し込みます